

令和 7 年 3 月 2 4 日

各位

京 都 市 都 市 計 画 局
建築指導部建築審査課長

確認済証等の処分通知に関する押印の廃止について

平素は、本市の行政に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

この度、処分通知等に係る様式の押印欄を廃止することなどを措置する建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 1 1 1 号）が公布され、その取扱いが、国住指第 3 5 7 号、国住生第 2 5 7 号、国住参建第 3 6 7 1 号及び国住参建第 3 6 7 2 号（いずれも令和 7 年 1 月 1 6 日付）で示されました。これを受け、処分通知に関する押印の廃止について、下記のとおり取扱いますので、お知らせします。

記

令和 7 年 4 月 1 日以降の本市における以下の処分通知には、各公印を押印せず各処分通知を発行します。

なお、各許認可及び命令等に関する処分については、引き続き各公印を押印します。

1 建築基準法に基づく手続き

- ・ 確認済証、期間延長通知書、適合しない旨の通知書、適合不決定通知書
- ・ 検査済証を交付できない旨の通知書、検査済証
- ・ 中間検査合格証を交付できない旨の通知書、中間検査合格証
- ・ 仮使用認定通知書、適合しないと認める旨の通知書

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく手続き

- ・ 認定通知書、変更認定通知書、認定できない旨の通知書
- ・ 承認通知書、地位の承継を承認しない旨の通知書
- ・ 許可通知書、許可しない旨の通知書

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく手続き

（省エネ適判、省エネ性能向上計画認定）

- ・ 適合判定通知書、適合しない旨の通知書、期間延長通知書、適合不決定通知書
- ・ 認定通知書、変更認定通知書、認定できない旨の通知書、取りやめ届に係る認定取消通知書
- ・ 軽微変更該当証明書、軽微変更該当しない旨の通知書

4 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく手続き

- ・ 認定通知書、変更認定通知書、認定できない旨の通知書、取りやめ届に係る認定取消通知書
- ・ 軽微変更該当証明書、軽微変更該当しない旨の通知書

以上